

令和6年度

さいたま市立大宮南中学校

いじめ防止基本方針

令和6年度 さいたま市立大宮南中学校いじめ防止基本方針

I はじめに

次代を担う子どもを育成する上で、その生命・身体を守ることは極めて重要である。安全・安心な学校をつくるためには、様々な角度からの検証が必要であるが、その重要な柱の一つにいじめ防止がある。本校をいじめが起きない学校にし、いじめを許さない集団をつくるため、「さいたま市立大宮南中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめは、どの学校でもどの子どもにも起こり得るものであり、全国の学校がいじめ撲滅に取り組んできた。しかし、近年もいじめが背景にある生徒の自殺が発生している現状がある。いじめ問題は、学校・家庭・地域が一丸となって取り組まなければならない喫緊の課題である。学校は、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認したときは、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

本校の学校教育目標は、『輝く個性 夢きらり』である。目指す学校像は、「学習の基礎・基本が確実に身に付き、授業や行事が生徒主体で魅力的に展開されている学校」「生徒一人ひとりの個性が輝き、成就感や達成感が育まれる活力に満ちた学校」「生徒の多様な教育的ニーズを踏まえ、一人ひとりの夢を育み、自己実現を図る学校」「生命を尊び、自然を大切に、安心・安全で潤いのある学校」「生徒・保護者から信頼され、地域と連携し共に生徒の健全育成に取り組む学校」である。

これらを踏まえ、学校では、全教職員が生徒たちの表情を見、小さな変化やサインを見逃さないこと、そして学校教育目標、目指す学校像を念頭において日々の教育活動にあたることにより、いじめが起きない学校、いじめを許さない集団をつくっていく。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

言うまでもなく、いじめは許されない行為である。

いじめは、いじめが行われている時のみならず、将来に渡っても被害者を苦しめる。そして、社会生活の幅をせばめ、一生に渡って不幸に陥れてしまうこともある。また、被害者ばかりでなく、加害者も一生重荷を背負って生きていかなければならなくなる。

このような認識をもとに本校全教職員が、子どもたちが夢を追い、希望をもって毎日を楽しく過ごし、明るい未来を切り拓いていくために、いじめの問題が最重要課題であることを認識する。そして、いじめを発見したら、抱き付いてでもまず止める、いじめは卑怯な行為であることを繰り返し指導し子どもの意識に定着させる、生徒のつぶやきや表情などサインを見逃さない、ことを実践していく。

これらを全教職員が共通理解し、共通行動を取れる基盤を強固なものにするため、校内研修会の充実、風通しのよい職場づくりを進めていく。

また、これまで学校評議員連絡会、PTA、生徒会もいじめ撲滅に取り組んできた経緯があり、生徒会では、「人の良いところを知り、誰もが楽しくいじめのない学校づくり」というねらいのもと、全校生徒にいじめ撲滅を呼び掛けてきた。さらに各学級では、いじめ撲滅強化月間に学級スローガンを一人ひとりの意見を大切にしながら作成し、学級内に掲示して、生徒への意識づけを図ってきた。

今後は、これらの取組を一層深めるとともに、いじめの未然に防ぐ方策の充実も進めていく。特に生徒が主体的に活動する授業づくり、体験活動、読書活動、生徒会活動の充実に取り組んでいく。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。また「けんかやふざけ合い」であっても見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、生徒の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。

IV 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- (1) 目的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実行的に行うため、本委員会を設置する。
- (2) 構成員 校長、教頭、教務、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、学年主任、教育相談主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、さわやか相談員、学校地域連携コーディネーター、PTA会長、民生委員、主任児童委員、自治会連合会長、警察官関係者
※必要に応じて、スクールソーシャルワーカー、医師、弁護士、警察官経験者など構成員以外の関係者を招集できる。
- (3) 開催
ア 定例会 年3回開催（学校運営協議会の開催日）
イ 校内委員会 生徒指導委員会等と兼ねて開催
ウ 臨時部会 必要に応じて開催（時期、メンバーはその都度決めて開催）
- (4) 内容
ア 学校基本方針に基づく取組の実施、学校基本方針に基づく取組の進捗状況の確認、定期的検証
イ 教職員の共通理解と啓発
ウ 生徒や保護者、地域への情報発信及び啓発活動、意見聴取
エ 個別面談や相談の受付、実施、集約
オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
カ 発見されたいじめ事案への対応
キ 重大事態への対応
ク 取組評価アンケート作成

2 子どもいじめ対策委員会（通称：わかとりいじめ対策委員会）

- (1) 目的：いじめ問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、行動するとともに、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうという意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。
- (2) 構成員：生徒会本部役員、各部活動部長、学級委員
- (3) 開催：年2回（7月、11月）＋必要に応じて
- (4) 内容
ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
イ 話し合いの結果を学校に提言する。
ウ 提言した取組を推進する。
エ いじめ未然防止に向けた生徒の主体的な取組を推進するため、生徒会本部役員、各部活動の部長、学級委員が集まるわかとりいじめ対策委員会を開催する。
また、「大宮南中生 五箇条の指針」を掲げ、全生徒に推進する。

「大宮南中学校生徒会 五箇条の指針」

- 一、多くの考えに触れ、知性豊かな自分をつくります。
- 一、授業の時間を大切にし、将来のために今、学びます。
- 一、仲間を大切にし、意義ある部活動にします。
- 一、奉仕の心を持ち、学校や地域社会に貢献します。
- 一、いじめや差別、見て見ぬふりは、ダメ・絶対！

V いじめの未然防止

生徒同士の豊かな触れ合い、関わり合いを大切にした学校教育活動を実践し、いじめ等を許さない生徒集団を育て、いじめの未然防止に取り組む。

1 道徳教育の充実

(1) 全教育活動を通して

- ア 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳的心情や判断力、実践意欲と態度などの道徳性の育成を図る。
- イ 道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。
- ウ 道徳の内容項目と関連付けた共通の重点項目を設けて全教育活動で取り組む。全体計画には、実施時期と内容を明確に記す。
- エ 学校行事や体験活動の目標に「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむための要素を加え、実践・評価・改善を適切に行う。

(2) 道徳の時間を通して

- ア 一人ひとりを大切にした取組を通して、道徳的心情をはぐくみ道徳的判断力、実践力を培う。
- イ 新しい資料の収集・保管・活用、指導過程の工夫、心のノートの積極的な活用を柱に「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむための授業を展開する。
- ウ 「いじめ撲滅強化月間」(6月)に、「2 主として他の人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

- ア 生徒啓発ポスターを活用し、いじめ撲滅に向けた学級スローガンを作成し、掲示する。
- イ 生徒会によるいじめ撲滅キャンペーンを実施し、生徒会朝礼で学級スローガンの発表呼びかけ等を行う。
- ウ 学校朝礼で、いじめ撲滅に向けた校長講話を行う。
- エ 小さな出来事を見逃さない指導体制を確立するとともに、学級指導の充実によりいじめの未然防止を図る。その際、「いじめ防止指導事例集」を活用する。
- オ 学校だよりを通して、家庭や地域への広報活動を進める。
- カ P T A、青少年育成会等との連携を強化し、健全な人間関係づくりを進める。

3 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

- ア 「相手が元気の出る話し方」等のロールプレイを繰り返し行うことにより、人と関わる際に必要となる力に気づき、定着させることで、いじめの未然防止に取り組む。
- イ 「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成する。

(1) 直接体験の場や機会を通して

- ア 教育活動全体を通して、「人間関係プログラム」の授業の中で生徒が自発的に設定した行動目的と実践する直接体験の場を、意図的・計画的につくり、人と関わる際に必要となる力の定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。
- イ 校外学習等を通して、「相手とのトラブルなく円滑に自分の意志を伝える方法」を活用して定着を図り、いじめのない集団づくりに資する。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

- ア 「人間関係プログラム」に係る調査の結果により、各学級担任を中心に生徒一人ひとりの心の状況や学級の傾向を把握し、あたたかな雰囲気のある学級づくりに生かし、いじめのない集団づくりに努める。

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

- (1) 不安や悩みを解決するために、他者に相談することの大切さを理解する。
- (2) ストレスは、誰もが感じるものであることを知り、自分の「心の健康相談」への意識を高める。
- (3) いじめを受けた時は、自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。
- (4) 授業の実施時期
1年生 1学期
2年生 1学期
3年生 2学期

5 メディアリテラシー教育を通して

- (1) 「スマホ・タブレット安全教室」の実施
 - ア スマートフォン携帯電話やインターネットの危険性を知り、安全に正しく利用しようとする意欲を育てる。
 - イ 安全に正しく利用できる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。
 - ウ 「スマホ・タブレット安全教室」の実施時期 1～3年生 4月
- (2) 保護者の啓発活動
 - ア 新入生保護者説明会、学年別保護者会で、スマホやインターネットSNSの危険性について啓発する。
 - イ PTAとの連携を図り、家庭内でのルール作りを推進する。

6 「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」を通して

- (1) 幼児とふれあう中で、幼児の心身の発達と生活や家族の役割を知り、中学生である自分たちも一人ひとりが大切に養育されてきたことに思いを馳せ、いじめのない集団作りに努める。
- (2) 自分がかげがえのない存在であることを実感し、自分の生命を大切にできるようにする。
- (3) 授業の実施時期 3年生 10月

7 保護者との連携を通して

- (1) いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。
- (2) 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さない。
- (3) 子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

Ⅶ いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、対応する。

- 校長は、・・・情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。
いじめ対策委員会を開催する。
- 教頭は、・・・校長が不在の時は、校長に代わり、情報の集約、組織的対応の指揮を行い、いじめ対策委員会を開催する。
担任、学年主任、生徒指導主任等の報告・連絡・相談の中心となり、面談やいじめ対策委員会の開催について調整を図る。
- 教務主任は、・・・教頭を助け、連絡・調整にあたる。
面談や委員会の時刻、場所、参加メンバー等について記録する。
- 担任は、・・・事実の確認のため、情報収集を行う。
いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
いじめた生徒に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- 学年担当は、・・・担任を助け、生徒の面談に立ち会う。
情報収集に協力する。
- 学年主任は、・・・担当学年の生徒の情報収集を学年担当職員で分担して行う。
学年職員内で情報の共有化を図るとともに、情報を整理して、校長、教頭、生徒指導主任に報告する。
- 生徒指導主任は、生徒の情報を把握できる体制を整える。
全教職員が情報共有できる体制を整備する。
校内、校外のコーディネーターとして、関係者の連絡・調整を図る。
- 教育相談主任は、担任を助け、生徒の面談に立ち会う。
これまでの情報を整理し、提供する。
- 特別支援教育コーディネーターは、
問題の背景に発達障害等が要因となっていないか得られた情報を分析する中心になる。
- 養護教諭は、・・・生徒の面談、情報収集に協力する。
- 部活動の顧問は、部活内でいじめと関連する出来事がなかったか、情報収集する。
- さわやか相談員は、生徒の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- スクールカウンセラーは、
専門的な立場から、アセスメントに基づく支援に対する助言や、生徒へのカウンセリングを行う。
- 保護者は、・・・家庭において、日常的に子どもの様子を把握し、異変を感じたときは学校に相談し、いじめの早期発見に努める。
- 地域は、・・・登下校の様子や地域行事等から、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報提供を行う。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 1 「いじめに係る対応の手引き」に基づき、生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行い、校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。
 - (1) 生命・心身に重大な被害が生じた疑い
 - ア 児童生徒が自殺を企図した場合
 - イ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ウ 金品等に重大な被害を被った場合
 - エ 精神性の疾患を発症した場合 等
 - (2) 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
 - ア 年間30日を目安
 - イ 一定期間連続して欠席している場合

- 2 児童生徒や保護者からいじめられて重大な被害が生じたという申立てがあったときも、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

- 3 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断する。
 - (1) 学校を調査主体とした場合
 - ア 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
 - イ 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
 - ウ 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - エ 学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
 - オ 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
 - カ 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。
 - (2) 教育委員会が調査主体となる場合
学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

Ⅸ 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

- 1 職員会議
 - (1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底・・・年度当初にさいたま市立大宮南中学校いじめ防止基本方針を配布し、共通理解を図る。
 - (2) 取組評価アンケートの実施、結果の検証・・・いじめ対策委員会校内委員会が作成する。
8月と1月に行い、指導改善に役立てる。

- 2 校内研修
 - (1) 分かる授業を進めること
 - ア 校内授業研究会、年次研修を中心に、全校で取り組む。
 - イ 全教科で統一した約束を定め、授業規律を確立させる。
 - (2) 生徒指導・教育相談に係る研修
 - ア ケース会議の他、カウンセリングや発達障害等の研修を行い、指導力向上を図る。
 - イ 市の教育相談室、外部機関等についての情報提供を行う。

(3) 情報モラル研修

報道事例をもとに、実践的な研修を行う。

(4) 「ネットいじめ」に係る研修の実施

ア 「ネットいじめ」等に迅速かつ適切に対応するために行う。

イ 情報教育担当・生徒指導担当と連携して、生徒の実態や発達段階に応じて、内容を検討する。

X PDCAサイクル

いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、いじめが起きない学校づくり、いじめを許さない集団づくりが、より効果的に進められるようにするため、以下のように取り組む。

1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

(1) 每学期行う。

2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定

(1) 「取組評価アンケート」の実施時期：1月とする。

(2) いじめ対策委員会の開催時期：6月、11月、2月とする。

(3) 校内研修会の実施時期：4月、8月とする。

XI 具体的な取り組み

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
未然防止に係る取組	心と生活のアンケート	○					○				○		
	簡易アンケート		○	○	○			○	○	○		○	○
	保護者アンケート								○				
	教育相談週間（日）			1年	2,3年				○				
	いじめ撲滅強化月間			○									
	「人間関係プログラム」	○				○					○		
	「いのちの支え合い」を学ぶ授業		1年 2年					3年					
	「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」							○					
	職員会議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	研修	○				○							
取組評価アンケート							○				○		
P D C A	いじめ対策委員会（定例会）			○					○			○	
	（校内検討委員会）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	子どもいじめ対策委員会				○				○				
	家庭・地域、関係機関と連携した組織			○					○			○	